

別表第4（第15条関係）

保育措置徴収金額表

世帯の区分		徴収月額			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
第1階層	児童の保護者が被保護者又は里親である世帯	円 0	円 0	円 0	
第2階層	児童の保護者が被保護者又は里親である世帯以外の世帯 算定対象扶養義務者全員が当該年度（4月から8月までの間にあつては、前年度。以下この表において同じ。）分の市町村民税（地方税法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）を課されない者（市町村（特別区を含む。以下この表において同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯（以下この表において「非課税世帯」という。）	児童と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する世帯（以下この表において「要保護世帯等」という。）	0	0	0
		要保護世帯等以外の世帯	2,000 (0)	700 (0)	700 (0)
第3階層	非課税世帯以外の世帯 算定対象扶養義務者全員が当該年度分の市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下この表において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯	要保護世帯等	2,000 (0)	700 (0)	700 (0)
		要保護世帯等以外の世帯	8,100 (4,050)	3,200 (1,600)	3,200 (1,600)

第4階層	算定対象扶養義務者全員についての当該年度分の市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下この表において同じ。）の合計額（以下この表において「所得割合計額」という。）が46,000円未満である世帯	要保護世帯等	3,500	1,000	1,000
			(0)	(0)	(0)
第5階層	所得割合計額が46,000円以上48,600円未満である世帯	要保護世帯等	10,100	4,200	4,200
			(5,050)	(2,100)	(2,100)
第6階層	所得割合計額が48,600円以上50,000円未満である世帯	要保護世帯等	5,000	1,200	1,200
			(0)	(0)	(0)
第7階層	所得割合計額が50,000円以上54,000円未満である世帯	要保護世帯等	11,800	4,800	4,800
			(5,900)	(2,400)	(2,400)
第8階層	所得割合計額が54,000円以上59,000円未満である世帯	要保護世帯等	6,000	1,500	1,500
			(0)	(0)	(0)
第9階層	所得割合計額が59,000円以上64,000円未満である世帯	要保護世帯等	14,000	5,900	5,500
			(7,000)	(2,950)	(2,750)
第10階層	所得割合計額が64,000円以上69,000円未満である世帯	要保護世帯等	7,000	2,000	2,000
			(0)	(0)	(0)
第11階層	所得割合計額が69,000円以上74,000円未満である世帯	要保護世帯等	15,700	6,700	6,200
			(7,850)	(3,350)	(3,100)
第12階層	所得割合計額が74,000円以上79,000円未満である世帯	要保護世帯等	8,000	2,500	2,500
			(0)	(0)	(0)
第13階層	所得割合計額が79,000円以上84,000円未満である世帯	要保護世帯等	18,300	7,700	7,100
			(9,150)	(3,850)	(3,550)

第9階層	所得割合計額が59,000円以上77,101円未満である世帯	要保護世帯等	9,000	3,000	3,000
			(0)	(0)	(0)
第10階層	所得割合計額が77,101円以上79,000円未満である世帯	要保護世帯等以外の世帯	21,500	8,600	7,900
			(10,750)	(4,300)	(3,950)
第11階層	所得割合計額が79,000円以上97,000円未満である世帯		24,900	10,300	9,500
			(12,450)	(5,150)	(4,750)
第12階層	所得割合計額が97,000円以上115,000円未満である世帯		28,300	11,100	10,300
			(14,150)	(5,550)	(5,150)
第13階層	所得割合計額が115,000円以上133,000円未満である世帯		32,700	12,600	11,100
			(16,350)	(6,300)	(5,550)
第14階層	所得割合計額が133,000円以上169,000円未満である世帯		39,400	13,800	12,600
			(19,700)	(6,900)	(6,300)
第15階層	所得割合計額が169,000円以上211,201円未満である世帯		45,100	15,000	12,900
			(22,550)	(7,500)	(6,450)
第16階層	所得割合計額が211,201円以上217,000円未満である世帯		45,100	16,200	13,300
			(22,550)	(8,100)	(6,650)
第17階層	所得割合計額が217,000円以上256,000円未満である世帯		50,700	16,700	13,700
			(25,350)	(8,350)	(6,850)

第18階層		所得割合計額が256,000円以上301,000円未満である世帯	53,000 (26,500)	16,900 (8,450)	13,700 (6,850)
第19階層		所得割合計額が301,000円以上358,000円未満である世帯	59,200 (29,600)	16,900 (8,450)	13,700 (6,850)
第20階層		所得割合計額が358,000円以上397,000円未満である世帯	61,700 (30,850)	16,900 (8,450)	13,700 (6,850)
第21階層		所得割合計額が397,000円以上432,901円未満である世帯	65,900 (32,950)	16,900 (8,450)	13,700 (6,850)
第22階層		所得割合計額が432,901円以上536,000円未満である世帯	65,900 (32,950)	16,900 (8,450)	13,700 (6,850)
第23階層	第1階層から第22階層までのいずれにも該当しない世帯		70,600 (35,300)	16,900 (8,450)	13,700 (6,850)

別表第4備考中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

7 所得割合計額を算定する場合には、児童と同一の世帯に属し、生計を一にしている児童の父母及びそれ以外の扶養義務者であつて当該世帯の生計を主として維持している者として市長が認めるものが指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割合計額を算定するものとする。

8 所得割合計額を算定する場合には、児童と同一の世帯に属し、生計を一にしている児童の父母及びそれ以外の扶養義務者であつて当該世帯の生計を主として維持している者として市長が認めるものが地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなる所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚

姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなる所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当することとなる者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第15条第2項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則第2条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第9項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）が受けた障害児通所支援（同条第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）に係る法第21条の5の12第1項の規定に基づく高額障害児通所給付費の支給の決定及び入所給付決定保護者（法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）が受けた指定入所支援（法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に係る法第24条の6第1項の規定に基づく高額障害児入所給付費の支給の決定に関する事務について適用し、同日前に通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に係る高額障害児通所給付費の支給の決定及び入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に係る高額障害児入所給付費の支給の決定に関する事務については、なお従前の例による。

（平31. 3. 29揭示済）

#### 大阪市規則第63号

大阪市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市国民健康保険条例施行規則（昭和36年大阪市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第7条中「国民健康保険被保険者証再交付申請書（第28号様式）」を「所定の様式による申請書」に改める。

第8条中「の支給」を「（以下療養費等という。）の支給」に、「所定の」を「所定の様式による」に改める。

第9条中第1項を次のように改める。

出産育児一時金の支給を受けようとする世帯主は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による申請書に、出産した被保険者の当該出産の事実を証明する書類及び世帯主と保険医療機関又は助産所（以下この条において保険医療機関等という。）との間における当該保険医療機関等が世帯主を代理して出産育児一時金の支給の申請及び受取を行う旨の契約（以下この条において代理契約という。）の締結の有無を明らかにする書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、世帯主が保険医療機関等との間で代理契約を締結した場合（次項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

- (1) 出産した被保険者の氏名、生年月日及び被保険者証の記号番号
- (2) 申請を行う年月日
- (3) 出産した年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

第10条中「葬祭費支給申請書（第3号様式）」を「次に掲げる事項を記載した所定の様式による申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 死亡した被保険者の氏名、生年月日及び被保険者証の記号番号
- (2) 申請を行う年月日
- (3) 死亡した年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

第11条中「療養費等支給決定通知書（第4号様式）又は療養費等不支給決定通知書（第5号様式）」を「次に掲げる事項を記載した所定の様式による通知書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 被保険者の氏名及び被保険者証の記号番号
- (2) 療養費等、出産育児一時金又は葬祭費の支給の決定をした旨及び支給額又は不支給の決定をした旨及びその理由
- (3) 療養費等、出産育児一時金又は葬祭費の支給の決定をし、又は不支給の決定をした年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

第12条中「所定の」を「所定の様式による」に改める。

第13条第2項中「一部負担金減免・徴収猶予申請書（第10号様式）」を「次に掲げる事項を記載した所定の様式による申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 一部負担金の減免又は徴収猶予を受けようとする者の氏名及び被保険者証の記号番号
- (2) 申請を行う年月日
- (3) 一部負担金の減免又は徴収猶予を受けようとする期間及びその理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

第13条第3項中「一部負担金減免・徴収猶予証明書（第11号様式）又は一部負担金減免・徴収猶予不承認通知書（第12号様式）」を「次に掲げる事項を記載した所定の様式による一部負担金の減免若しくは徴収猶予の決定をした旨の

証明書又は一部負担金の減免若しくは徴収猶予に係る申請を却下した旨の通知書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 一部負担金の減免又は徴収猶予を受けようとする者の氏名
- (2) 一部負担金の減免若しくは徴収猶予の決定をした旨及び一部負担金の減免若しくは徴収猶予を受ける期間又は一部負担金の減免若しくは徴収猶予に係る申請を却下した旨及びその理由
- (3) 一部負担金の減免若しくは徴収猶予の決定をし、又は一部負担金の減免若しくは徴収猶予に係る申請を却下した年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

第14条第2項中「その減免の措置を取り消した旨及びその取消しの年月日」を「次に掲げる事項を記載した所定の様式による通知書」に、「通知する」を「交付する」に、「、その支払」を「その支払」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 被保険者の氏名及び被保険者証の記号番号
- (2) 一部負担金の減免の措置を取り消した旨
- (3) 一部負担金の減免の措置を取り消した年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

第14条第4項中「その徴収猶予を変更し又は取り消した旨及び変更又は取消しの年月日」を「次に掲げる事項を記載した所定の様式による通知書」に、「通知する」を「交付する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 被保険者の氏名及び被保険者証の記号番号
- (2) 一部負担金の徴収猶予の措置を変更し、又は取り消した旨
- (3) 一部負担金の徴収猶予の措置を変更し、又は取り消した年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

第14条中第5項を削る。

第14条の2第1項中「特例対象被保険者等に係る届出書（第14号様式）」を「次に掲げる事項を記載した所定の様式による届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 特例対象被保険者等の氏名、生年月日及び個人番号
- (2) 届出を行う年月日
- (3) 特例対象被保険者等が離職した年月日及びその理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

第16条中「保険料決定通知書（第15号様式）」を「次に掲げる事項を記載した所定の様式による通知書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 被保険者証の記号番号
- (2) 保険料の納期並びに各納期及び1の年度に納付すべき額
- (3) 保険料の納付方法
- (4) 前2号に掲げる事項を決定し、又は変更した年月日
- (5) その他市長が必要と認める事項

第17条第2項中「保険料減免申請書（第16号様式）又は保険料徴収猶予申請

書（第17号様式）」を「次に掲げる事項を記載した所定の様式による申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 保険料の減免又は徴収猶予を受けようとする者の氏名及び被保険者証の記号番号
- (2) 申請を行う年月日
- (3) 保険料の減免を受けようとする理由又は保険料の徴収猶予を受けようとする期間及びその理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

第17条第4項中「保険料決定通知書（第15号様式）、保険料減免不承認通知書（第19号様式）又は保険料徴収猶予決定・不承認通知書（第20号様式）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した所定の様式による通知書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 保険料の減免の決定をした場合 前条各号に掲げる事項
- (2) 保険料の減免に係る申請を却下した場合 次に掲げる事項
  - ア 保険料の減免を受けようとする者の氏名及び被保険者証の記号番号
  - イ 保険料の減免に係る申請を却下した旨及びその理由
  - ウ 保険料の減免に係る申請を却下した年月日
  - エ その他市長が必要と認める事項
- (3) 保険料の徴収猶予の決定をした場合又は保険料の徴収猶予に係る申請を却下した場合 次に掲げる事項
  - ア 保険料の徴収猶予を受けようとする者の氏名及び被保険者証の記号番号
  - イ 保険料の徴収猶予の決定をし、又は保険料の徴収猶予に係る申請を却下した旨及びその理由
  - ウ 保険料の徴収猶予の決定をし、又は保険料の徴収猶予に係る申請を却下した年月日
  - エ その他市長が必要と認める事項

第18条第2項中「保険料減免取消通知書（第21号様式）又は保険料徴収猶予取消通知書（第22号様式）」を「次に掲げる事項を記載した所定の様式による通知書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 保険料の減免又は徴収猶予の措置を受けた者の氏名及び被保険者証の記号番号
- (2) 保険料の減免又は徴収猶予の措置を取り消した旨、その理由及び当該取り消された措置に係る保険料の額
- (3) 保険料の減免又は徴収猶予の措置を取り消した年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

第19条第1項中「督促状（第25号様式）」を「次に掲げる事項を記載した所定の様式による督促状」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 保険料その他の歳入金を納期限内に納付しない者の氏名及び住所
- (2) 発行年月日

- (3) 市長が指定する期限
- (4) 保険料その他の歳入金の納期及び納付されていない額
- (5) 保険料その他の歳入金を納付すべき旨
- (6) その他市長が必要と認める事項

第20条第4項中「延滞金減免申請書（第23号様式）」を「次に掲げる事項を記載した所定の様式による申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 延滞金の減免を受けようとする者の氏名、住所及び被保険者証の記号番号
- (2) 申請を行う年月日
- (3) 延滞金の減免を受けようとする期間及びその理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

第22条を次のように改める。

(財産差押職員証の提示)

**第22条** 保険料その他の徴収金の滞納処分に係る財産差押えを行う職員は、当該財産差押えを行う場合においては、別記様式による財産差押職員証を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

別記様式一覧表を削る。

第1号様式から第23号様式まで及び第25号様式から第29号様式までを削り、第24号様式を別記様式とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市国民健康保険条例施行規則第2号様式から第5号様式まで、第10号様式から第17号様式まで、第19号様式から第23号様式まで、第25号様式、第26号様式、第28号様式及び第29号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市国民健康保険条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

(平31. 3. 29揭示済)

#### 大阪市規則第64号

大阪市区役所附設会館条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市区役所附設会館条例施行規則（昭和40年大阪市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) ホール（移動式観覧席又は床昇降装置があるものに限る。）を使用しようとする場合にあつては、条例別表第3備考第2項各号に掲げる区分
- 第2条第4項中「同項第7号」を「同項第8号」に改める。

第5条第1項中「第14条第2号」を「第14条第2号及び第3号」に改め、同

条第2項第2号ア(ア)中「(使用許可の一部の取消しがされた場合にあつては、既納の使用料の額と当該一部の取消しがされた後の当該使用許可と同一内容の使用許可に係る使用料に相当する金額との差額に係る部分に限る。以下この号において同じ。)」を削り、同項第3号中「第14条第3号」を「第14条第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第14条第3号に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 使用者がホールに係る変更を申し出た場合 次に掲げる使用者が変更を申し出た日の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ) 使用日の3月前の日以前の日 既納の使用料の額と変更後の使用料の額との差額の全額

(ロ) 使用日の3月前の日の翌日から2月前の日までの間の日 既納の使用料の額と変更後の使用料の額との差額の半額

イ 使用者が使用日の1月前の日までに諸室等に係る変更を申し出た場合 既納の使用料の額と変更後の使用料の額との差額の全額

第5条中第2項に次の1号を加える。

(5) 条例第14条第5号に該当する場合 既納の使用料の額と変更後の使用料の額との差額の全額

第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第14条第5号の市規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 入場料その他これに類する料金の徴収の有無を変更しようとする場合 使用日(使用開始の時までに限る。)

(2) 条例別表第3備考第2項各号に掲げる区分を変更しようとする場合 使用日の前日

第5条の次に次の1条を加える。

(使用許可に係る時間帯の当該時間帯を含む他の時間帯への変更等があった場合の特例)

**第5条の2** 使用許可に係る時間帯の当該時間帯を含む他の時間帯への変更があったときは、当該変更前の使用許可に係る既納の使用料は、当該変更後の使用許可に係る使用料の内払とみなす。この場合における追加して納付すべき使用料に対する第3条第1項の規定の適用については、同項第1号中「前条第1項の規定による申請」とあるのは「使用許可に係る時間帯の当該時間帯を含む他の時間帯への変更に係る使用許可の申請」とする。

2 条例第14条第5号に規定する使用許可に係る施設の使用の態様の変更があった場合において当該変更後の使用料の額が既納の使用料の額を超えるときは、当該使用許可に係る既納の使用料は、当該変更後の使用料の内払とみなす。この場合において、追加して納付すべき使用料に係る条例第11条第1項の市規則で定める日は、第3条第1項の規定にかかわらず、使用許可に係る施設の使用日(使用開始の時までに限る。)とする。

別表第 1 中

「

A	小ホール（床昇降装置を使用する場合に限る。）
B	大ホール（移動式観覧席を使用する場合に限る。）
C	大ホール（移動式観覧席を使用する場合を除く。）
D	小ホール（床昇降装置を使用する場合を除く。）及びその他のホール

」

を

「

A	大ホール
B	小ホール及びその他のホール

」

に改め、同表備考第 1 項中「小ホール」を「大ホール」に、「未満」を「以上」に、「大ホール」を「小ホール」に、「以上」を「未満」に改める。

**附 則**

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（平31. 3. 29掲示済）



**大阪市規則第65号**

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年大阪市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「本人」を「借受人」に、「印鑑証明書」を「印鑑証明書（保証人を立てない場合にあつては、所定の借用証書及び借受人の印鑑証明書）」に改める。

第10条第 1 項中「第11条」を「第 9 条第 1 項」に、「各号の」を「各号に掲げる」に改め、同条第 2 項中「前項の要件」を「前項各号に掲げる要件のいずれか」に、「あらたな」を「新たな」に改める。

**附 則**

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（平31. 3. 29掲示済）



**大阪市規則第66号**

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則  
 大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号）の一部を次のよう  
 に改正する。

別表第1再開発住宅の表中

「			「		
216	99,000		216	100,400	
43	94,200		43	95,400	
72	77,800		72	78,700	
13	84,700		13	86,800	
14	71,500		14	73,500	
27	71,000		28	72,700	
1	70,900		14	63,800	
27	62,200		13	63,700	
14	59,900		14	61,500	
14	52,500		14	54,000	
31	99,200	を	31	100,600	に、
33	88,700		33	90,000	
16	81,900		16	83,100	
20	113,700		20	115,200	
27	107,200		27	109,400	
24	105,700		24	107,900	
20	95,900		20	97,200	
22	90,400		22	92,300	
12	89,200		12	91,100	
5	123,500		5	125,900	
1	121,600		1	123,900	
5	111,400		5	113,500	
13	91,900		13	93,700	
26	75,500		26	77,000	
」			」		
「			「		
94,000			95,900		
93,400			95,300		
84,700			86,400		
83,900			85,700		
」			」		

84,800		85,800
70,100		70,900
95,800	を	97,600
95,400		97,200
94,000		95,900
79,200		80,800
78,800		80,300
77,700		79,300
117,800		119,400
59,400		60,200
105,000		106,700

」

別表第1 特定賃貸住宅の表中

28	72,500		67	73,400
39	72,400		14	73,000
14	72,000		59	67,800
59	67,000		14	67,700
28	66,900	を	14	67,600
6	55,200		6	55,900
30	63,300		30	64,300
40	61,300		40	62,400
40	61,200		40	62,200
30	56,200		30	57,100
30	54,000		30	54,900

」

63,400		64,100
62,800	を	63,500
52,800		53,400

」

別表第1 特別賃貸住宅の表中

100,400		101,600
99,500		100,700
91,100		92,200

75,700		76,600	
69,400		70,500	
67,600		68,700	
67,500		68,500	
60,800		61,500	
58,400		59,300	
93,600		94,900	
88,500	を	90,200	に改め、同表井高野住宅の項中
74,300		75,700	
145,100		148,600	
144,500		147,900	
137,400		140,700	
122,400		125,300	
115,700		118,700	
109,400		111,600	
104,400		106,500	
99,200		101,200	
88,400		89,500	
66,900		68,200	
96,900		98,000	
82,100		83,100	

74,200		75,100	
71,500	を	72,300	に改め、同表中
65,200		66,100	

1	66,700	1	67,600
1	66,100	1	67,400
1	96,600	1	98,100
63	106,000	63	108,100
14	104,200	14	106,300

18	104,100		18	106,200	
101	96,500		101	98,400	
38	93,900		20	95,800	
42	79,700	を	18	95,700	に、
15	77,500		42	81,300	
1	97,500		4	79,100	
5	70,800		11	79,000	
15	70,600		1	98,600	
15	70,300		110	71,200	
75	70,200				」

43	109,600		43	111,700	
1	102,700		1	105,500	
6	93,600		6	94,900	
4	83,000		4	84,200	
1	74,300		1	75,300	
22	65,600		22	66,700	
66	65,500		66	66,500	
20	55,000		20	55,900	
29	103,500		29	105,100	
5	103,300		5	104,900	
7	92,700		7	94,200	
31	118,400		31	121,200	
8	106,100		8	108,600	
1	66,600		1	67,700	
32	61,000		32	62,000	
87	60,900		87	61,900	
7	51,200	を	7	52,000	
28	115,400		28	117,600	
28	114,900		28	117,100	
14	113,800		33	115,200	
19	113,700		5	115,000	
5	113,500		14	113,200	

14	111,100	7	112,700
7	110,600	70	104,600
70	103,100	14	104,400
24	102,900	20	104,100
10	102,800	38	103,900
20	102,700	10	103,800
28	102,600	10	103,600
10	102,500	7	102,400
7	100,500	46	88,000
46	86,800	84	87,800
84	86,700	14	85,900
14	84,800	18	74,000
18	73,000	10	65,600
10	64,600	10	65,400
10	64,400	10	65,200
10	64,200	20	65,100
20	64,100	10	56,100
10	55,300		

」

」

「

75,600
105,900
95,400
78,800
76,800
98,700
98,500
88,500
88,500
88,300
74,400

「

78,300
107,700
97,100
80,100
78,300
99,800
99,600
89,500
89,600
89,400
75,400

74,300		75,300	
106,700		108,200	
106,200		107,700	
95,200		96,600	
88,000		89,100	
97,800	を	99,200	に改める。
94,100		95,400	
92,800		94,000	
85,600		86,800	
88,900		90,300	
88,700		90,100	
74,800		75,900	
101,700		103,000	
98,700		100,700	
91,700		92,900	
89,000		90,800	
75,700		76,700	
73,500		74,900	
93,700		94,900	
83,900		85,000	
69,700		70,600	

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市営住宅条例施行規則別表第1再開発住宅の表、特定賃貸住宅の表及び特別賃貸住宅の表の規定は、平成31年4月以後の月分の家賃について適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

(平31. 3. 29揭示済)

**大阪市規則第67号**

消防協力者等損害補償条例施行規則の一部を改正する規則

消防協力者等損害補償条例施行規則（昭和62年大阪市規則第66号）の一部を次のように改正する。

別表第4 常時介護を要する状態の項中「105,290円」を「165,150円」に、「57,190円」を「70,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,650円」を「82,580円」に、「28,600円」を「35,400円」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の消防協力者等損害補償条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。  
(平31. 3. 29揭示済)

**大阪市規則第68号**

大阪市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

大阪市消防局消防職員委員会に関する規則（平成8年大阪市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、消防局総務部総務課長及び消防局総務部人事課長」を「及び消防局企画部長」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 2 委員長の任期は、1年とする。ただし、委員長が欠けたことにより新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、再任されることができる。

第4条第1号中「及び高度専門教育訓練センター」を削る。

第9条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において」を「前項前段の場合において、委員長は」に、「取扱い」を「取扱い（審議の対象としない場合にあつては、その理由を含む。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、委員長は、当該会議に係る前条第1項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第13条を第14条とする。

第12条中「消防局総務部」を「消防局企画部」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(運営上の留意事項)

**第12条** 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第8条関係）（A4）

意 見	
	年 月 日
大阪市消防局消防職員委員会 様	
提出者 所 属 氏 名 提出者氏名の取扱い（記名・匿名）	
意見取りまとめ者 氏 名 受 付	年 月 日
大阪市消防局消防職員委員会に関する規則第8条の規定に基づき、次のとおり意見を提出します。	
件 名	
区 分	1 消防職員の勤務条件及び厚生福利に関すること 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること
現 状	
意見の内容	
※ 年 月 日受付	※整理番号
注 1 意見取りまとめ者を経由する場合、意見取りまとめ者から委員会への提出において希望する提出者氏名の取扱いは、提出者が選択すること 2 意見取りまとめ者の氏名及び受付年月日は、意見取りまとめ者が記入すること 3 ※印の欄は、記入しないこと 4 必要な書類があれば添付すること	

**附 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 29揭示済)



次に掲げる規則を公布する。

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則  
平成31年4月12日

大阪市長 松 井 一 郎

### 大阪市規則第70号

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則  
大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号）の一部を次のよう  
に改正する。

別表第1改良住宅の表中萩之茶屋第2住宅の項の次に次のように加える。

萩之茶屋北	萩之茶屋1丁目
-------	---------

別表第2中中開駐車場の項の次に次のように加える。

萩之茶屋北-1	萩之茶屋1丁目
---------	---------

#### 附 則

この規則は、平成31年4月16日から施行する。

## 告 示

### 大阪市告示第471号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、大阪港港  
湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成31年3月29日

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長職務代理者 大阪市副市長 田 中 清 剛

#### 1 大阪港港湾計画の変更の概要

平成29年大阪市告示第789号（港湾法に基づく大阪港港湾計画の変更の概  
要）により、その変更の概要を告示した大阪港港湾計画について、目標年次  
（2020年代後半／平成30年代後半）における取扱貨物量を9,660万トンと想  
定し、それに伴い変更した事項は次のとおりである。

##### (1) 公共埠頭計画

##### ① 外内貿コンテナ埠頭計画

夢洲地区

水深15～16m 岸壁3バース 延長1,350m （コンテナ船用）

- [既設] C10~12
- 埠頭用地 74ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)  
 (うち57ha既設、11ha工事中) [既設の変更計画]
- 南港地区(南港東)  
 水深13m 岸壁4バース 延長1,400m (コンテナ船用)  
 [既設] C1~4
- 埠頭用地 49ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [既設]
- 南港地区(南港北)  
 水深14m 岸壁1バース 延長350m (コンテナ船用)  
 [既設] C8
- 水深14m 岸壁1バース 延長350m (コンテナ船用)  
 [既定計画] C9
- 埠頭用地 26ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)  
 [既設]
- 新島地区  
 水深15m 岸壁4バース 延長1,400m (コンテナ船用)  
 [既定計画] C13~16
- 埠頭用地 73ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)  
 (うち32ha工事中) [既定計画]
- ② 外貿一般貨物埠頭計画
- 南港地区(北埠頭)  
 水深12m 岸壁1バース 延長330m  
 [既定計画の変更計画] R2
- 水深10m 岸壁1バース 延長185m  
 [既定計画の変更計画] R1
- 埠頭用地 13ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)  
 [既設の変更計画]
- ③ 内貿埠頭計画
- 次の施設を廃止する。
- |           |        |        |        |
|-----------|--------|--------|--------|
| 南港地区(北埠頭) | 物揚場    | 水深4m   | 延長365m |
| 南港地区(中埠頭) | 物揚場    | 水深4m   | 延長110m |
| 南港地区(南港東) | 岸壁8バース | 水深5.5m | 延長720m |
|           | 物揚場    | 水深4m   | 延長121m |
|           | 物揚場    | 水深4m   | 延長147m |
| 南港地区(南港南) | 岸壁3バース | 水深5.5m | 延長320m |
|           | 物揚場    | 水深4m   | 延長104m |
|           | 物揚場    | 水深4m   | 延長133m |
| 舞洲地区      | 物揚場    | 水深4m   | 延長340m |
| 此花地区(梅町)  | 物揚場    | 水深2m   | 延長228m |
| 港地区(中央埠頭) | 物揚場    | 水深2m   | 延長523m |

- 物揚場 水深 4 m 延長123m  
 港地区（尻無川右岸） 物揚場 水深 1 ～ 2 m 延長1,245m  
 大正地区（大正内港） 物揚場 水深 4 m 延長100m
- (2) フェリー埠頭計画  
 南港地区（北埠頭）  
 水深7.5m 岸壁 2 バース 延長520m [既定計画の変更計画] R4、5  
 埠頭用地 8 ha（旅客施設用地 1 ha、荷捌施設用地及び保管用地 7 ha）  
 [既設の変更計画]
- (3) 専用埠頭計画  
 次の施設を廃止する。  
 南港地区（中埠頭） 岸壁 3 バース 水深5.1m 延長500m
- (4) 臨港交通施設計画  
 道路  
 臨港道路此花大橋  
 起点 臨港道路港区・南港・北港連絡線  
 終点 都市計画道路桜島守口線  
 6車線 [既設の変更計画]  
 臨港道路夢洲埠頭 1号線  
 起点 臨港道路港区・南港・北港連絡線  
 終点 臨港道路夢洲埠頭 2号線  
 4車線（既設） [既設の変更計画]
- (5) 港湾環境整備施設計画  
 舞洲地区 緑地 7 ha（既設） [既設の変更計画]  
 南港地区（南港東） 緑地 2 ha（既設） [既設の変更計画]  
 南港地区（南埠頭） 緑地 6 ha（既設） [既設の変更計画]  
 夢洲地区 緑地 52ha [新規計画]  
 緑地 42ha [既定計画の変更計画]
- 次の施設を廃止する。  
 此花地区 緑地 1 ha  
 港地区（中央埠頭） 緑地 1 ha
- 次の既定計画を削除する。  
 大正地区（鶴浜） 緑地 1 ha

(6) 土地造成及び土地利用計画

地区名	用途	土地利用面積 (ha)	土地造成面積 (ha)
新島地区	埠頭用地	85	38
	港湾関連用地	90	31
	交通機能用地	21	5

	危険物取扱施設用地	65	
	緑地	38	11
夢洲地区	埠頭用地	74	
	港湾関連用地	81	
	交流厚生用地	16	
	都市機能用地	100	-
	交通機能用地	26	
	緑地	94	
舞洲地区	埠頭用地	19	
	港湾関連用地	21	
	都市機能用地	46	-
	交通機能用地	23	
	緑地	111	
南港地区	埠頭用地	194	5
	港湾関連用地	404	10
	工業用地	46	
	都市機能用地	134	
	交通機能用地	102	
	緑地	79	
此花地区	埠頭用地	12	
	港湾関連用地	165	
	交流厚生用地	18	
	工業用地	167	-
	都市機能用地	98	
	交通機能用地	37	
	緑地	9	
港地区	埠頭用地	24	
	港湾関連用地	109	
	交流厚生用地	18	-
	工業用地	42	
	都市機能用地	16	

	交通機能用地	21	
	緑地	13	
大正地区	埠頭用地	17	
	港湾関連用地	27	
	交流厚生用地	15	
	工業用地	238	-
	都市機能用地	9	
	交通機能用地	14	
	緑地	6	
住之江地区	港湾関連用地	141	
	工業用地	70	-
	都市機能用地	5	
	交通機能用地	11	
西地区	港湾関連用地	1	-
	都市機能用地	12	
浪速地区	都市機能用地	4	-
西成地区	港湾関連用地	4	
	工業用地	32	-
	都市機能用地	1	

(7) 効率的な運営を特に促進する区域

夢洲地区

水深15～16m 岸壁3バース 延長1,350m (コンテナ船用)

[既設の変更計画] C10～12

埠頭用地 74ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち57ha既設、11ha工事中) [既設の変更計画]

南港地区(北埠頭)

水深7.5m 岸壁2バース 延長520m

[既定計画の変更計画] R4、5

埠頭用地 8ha (旅客施設用地、荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

(8) 臨海部物流拠点の形成を図る区域

夢洲地区

水深15～16m 岸壁3バース 延長1,350m (コンテナ船用)

[既設] C10～12

埠頭用地 74ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

- (うち57ha既設、11ha工事中) [既設の変更計画]  
 港湾関連用地 12ha [既設の変更計画]  
 交通機能用地 4ha (うち4ha工事中) [既設の変更計画]
- (9) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設
- 夢洲地区  
 臨港道路夢洲埠頭1号線  
 起点 臨港道路港区・南港・北港連絡線  
 終点 臨港道路夢洲埠頭2号線  
 4車線(既設) [既設の変更計画]
- 南港地区(北埠頭)  
 水深7.5m 岸壁2バース 延長520m  
 [既定計画の変更計画] R4、5
- (10) 大規模地震対策施設
- ① 緊急物資輸送及び幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設
- 南港地区(北埠頭)  
 水深7.5m 岸壁2バース 延長520m  
 [既定計画の変更計画] R4、5
- 以下の施設の大規模地震対策施設計画の位置付けを削除する。  
 水深7.5m 岸壁1バース 延長180m  
 水深7.5m 岸壁1バース 延長220m
- (11) 港湾の再開発  
 新島地区及び夢洲地区北側において、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を設定する。
- 2 変更後の港湾計画の縦覧の場所
- (1) 場所  
 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル ITM棟 10階  
 大阪市港湾局 正面玄関付近
- (2) 期間  
 告示日より2週間
- (3) 時間  
 午前9時から午後5時30分まで  
 ただし、土曜日、日曜日を除く
- (港湾局計画整備部計画課)  
 (平31.3.29揭示済)

大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例（平成31年大阪市条例第4号）中附則ただし書に規定する改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

大阪市長職務代理者  
大阪市副市長 田 中 清 剛  
（総務局行政部行政課）  
（平31. 3. 29揭示済）

~~~~~

**大阪市告示第473号**

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例（平成31年大阪市条例第7号）中附則ただし書に規定する改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

大阪市長職務代理者  
大阪市副市長 田 中 清 剛  
（総務局行政部行政課）  
（平31. 3. 29揭示済）

~~~~~

**大阪市告示第474号**

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成31年大阪市条例第8号）中附則ただし書に規定する改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

大阪市長職務代理者  
大阪市副市長 田 中 清 剛  
（総務局行政部行政課）  
（平31. 3. 29揭示済）

~~~~~

**大阪市告示第475号**

大阪市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成31年大阪市条例第9号）中附則ただし書に規定する改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

大阪市長職務代理者  
大阪市副市長 田 中 清 剛  
（総務局行政部行政課）

(平31. 3. 29揭示済)

**大阪市告示第476号**

大阪市区役所附設会館条例の一部を改正する条例（平成31年大阪市条例第35号）中第1条の規定（大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）附則第4項から第13項までを削る改正規定を除く。）は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年 3 月 29 日

大阪市長職務代理者  
 大阪市副市長 田 中 清 剛  
 （市民局総務部施設担当）  
 （平31. 3. 29揭示済）

**大阪市告示第477号**

平成25年大阪市告示第463号（区会計管理者の権限に属する事務の一部の区出納員への委任）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年 3 月 29 日

大阪市長職務代理者  
 大阪市副市長 田 中 清 剛

区会計管理者の権限に属する事務の一部の区出納員への委任の表を次のように改める。

| 区出納員となるべき職       |        | 区出納員の分掌事務                                                                                                                                                                 |
|------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北<br>区<br>役<br>所 | 総務課長   | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る大阪市会計規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
|                  | 政策推進課長 | (1) 所管物品に係る出納保管事務<br>(2) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務                                                                                                    |
|                  | 地域課長   | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第                                                                                                                            |
|                  | 戸籍登録課長 |                                                                                                                                                                           |

|          |            |                                                                                                                                                                                                                            |
|----------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | 保険年金課長     | 2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                    |
|          | 福祉課長       |                                                                                                                                                                                                                            |
|          | 生活支援課長     |                                                                                                                                                                                                                            |
|          | 健康課長       |                                                                                                                                                                                                                            |
| 都島区役所    | 総務課長       | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務<br>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務 |
|          | 政策企画担当課長   | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                      |
|          | まちづくり推進課長  | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                      |
|          | 防災地域活性担当課長 |                                                                                                                                                                                                                            |
|          | 窓口サービス課長   |                                                                                                                                                                                                                            |
|          | 保健福祉課長     |                                                                                                                                                                                                                            |
|          | こども教育担当課長  |                                                                                                                                                                                                                            |
|          | 健康推進担当課長   |                                                                                                                                                                                                                            |
| 生活支援担当課長 |            |                                                                                                                                                                                                                            |
| 福島区役所    | 企画総務課長     | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第27条の規定(同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                      |

|                       |                    |                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       |                    | (3) 区役所において取り扱う同規則第 49 条、第 53 条及び第 61 条の規定による精算報告書の確認事務                                                                                                                               |
|                       | 企画調整担当課長           | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                     |
|                       | まち魅力推進担当課長         | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
|                       | 市民協働課長             |                                                                                                                                                                                       |
|                       | 地域活動支援担当課長         | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                     |
|                       | 窓口サービス課長           | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
|                       | 保健福祉課長             |                                                                                                                                                                                       |
|                       | 生活支援担当課長           |                                                                                                                                                                                       |
|                       | 保健担当課長             |                                                                                                                                                                                       |
| 此<br>花<br>区<br>役<br>所 | 企画総務課長             | (1) 所管歳入金に係る同規則第 26 条の規定による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務<br>(3) 区役所において取り扱う同規則第 49 条、第 53 条及び第 61 条の規定による精算報告書の確認事務                                              |
|                       | 総合調整担当課長           | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                     |
|                       | 市民協働課長             | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
|                       | 教育支援・環境担当課長        | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                     |
|                       | 窓口サービス課長<br>保健福祉課長 | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規                                                                                                                            |

|                   |            |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | 保健担当課長     | 定によりその例によることとされる場合を含む。) による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定 (同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。) による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                       |
|                   | 生活支援担当課長   |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                   | 危機管理担当課長   |                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 中央<br>区<br>役<br>所 | 総務課長       | (1) 所管物品に係る出納保管事務<br>(2) 区役所において取り扱う同規則第 49 条、第 53 条及び第 61 条の規定による精算報告書の確認事務                                                                                                                                                                         |
|                   | 総合企画担当課長   | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                                                                                    |
|                   | 市民協働課長     | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定 (同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。) による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定 (同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。) による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                            |
|                   | まち魅力推進担当課長 | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                                                                                    |
|                   | 市民活動支援担当課長 |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                   | 窓口サービス課長   | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定 (同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。) による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定 (同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。) による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                            |
|                   | 国保収納担当課長   |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                   | 保健福祉課長     |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                   | 保健担当課長     |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                   |            |                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 西<br>区<br>役<br>所  | 総務課長       | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定 (同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。) による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定 (同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。) による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務<br>(3) 区役所において取り扱う同規則第 49 条、第 53 条及び第 61 条の規定による精算報告書の確認事務 |
|                   | 事業調整担当課長   | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                                                                                    |
|                   | 教育担当課長     |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                   | 地域支援課長     | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定 (同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)                                                                                                                                                                   |

|                  |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  |                   | <p>む。)による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定(同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>                                                                                                                                              |
|                  | きずなづくり課長          | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                                                                                               |
|                  | 窓口サービス課長          | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定(同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定(同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務                                                                                                |
|                  | 保健福祉課長            |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                  | 子育て支援担当課長         |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                  | 生活支援担当課長          |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 港<br>区<br>役<br>所 | 総務課長              | <p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定(同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定(同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第 49 条、第 53 条及び第 61 条の規定による精算報告書の確認事務</p> |
|                  | 総合政策担当課長          | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                                                                                               |
|                  | 公民連携担当課長          |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                  | 協働まちづくり推進課長       | <p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定(同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定(同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>                                                                |
|                  | 教育担当課長            | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                                                                                               |
|                  | 窓口サービス課長          | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定(同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定(同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務                                                                                                |
| 保健福祉課長           | (2) 所管物品に係る出納保管事務 |                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|                       |            |                                                                                                                                                                       |
|-----------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | 子育て支援担当課長  | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                     |
|                       | 生活支援担当課長   | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
| 大<br>正<br>区<br>役<br>所 | 総務課長       | (1) 所管物品に係る出納保管事務<br>(2) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務                                                                                                |
|                       | 政策推進課長     | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                     |
|                       | 地域担当課長     | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
|                       | 地域活動支援担当課長 |                                                                                                                                                                       |
|                       | 窓口サービス課長   | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
|                       | 保健福祉課長     |                                                                                                                                                                       |
|                       | こども・教育担当課長 | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                     |
|                       | 生活支援担当課長   | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
| 天王<br>寺<br>区          | 企画総務課長     | (1) 所管物品に係る出納保管事務<br>(2) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務                                                                                                |

|       |                      |                                                                                                                                                                       |
|-------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 役所    | 事業戦略担当課長             | (1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                             |
|       | 危機管理課長               | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
|       | 市民協働課長               |                                                                                                                                                                       |
|       | 未来人材育成担当課長           | (1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                             |
|       | 窓口サービス課長             | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
|       | 保健福祉課長               |                                                                                                                                                                       |
|       | 保健・生活支援担当課長          |                                                                                                                                                                       |
| 浪速区役所 | 総務課長                 | (1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務<br>(3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務                                        |
|       | 企画調整担当課長             | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                     |
|       | 市民協働課長               | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
|       | 教育・学習支援担当課長          | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                     |
|       | 窓口サービス課長<br>保険年金担当課長 | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号                                                                                                                      |

|        |             |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 保健福祉課長      | の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定(同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                    |
|        | 子育て支援担当課長   |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|        | 生活支援担当課長    |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 西淀川区役所 | 総務課長        | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定(同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定(同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務<br>(3) 区役所において取り扱う同規則第 49 条、第 53 条及び第 61 条の規定による精算報告書の確認事務 |
|        | 企画担当課長      | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                                                                                |
|        | 学校教育支援担当課長  |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|        | 地域支援課長      | (1) 所管歳入金に係る同規則第 26 条の規定による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定による現金保管事務                                                                                                                                                                                         |
|        | 安全まちづくり担当課長 | (2) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                                                                                |
|        | 窓口サービス課長    | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定(同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定(同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                            |
|        | 保健福祉課長      |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|        | 保健主幹        |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|        | 生活支援担当課長    |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|        | 淀川区役所       | 総務課長                                                                                                                                                                                                                                             |
| 政策企画課長 |             | (1) 所管歳入金に係る同規則第 26 条の規定による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                    |

|           |              |                                                                                                                                                                                       |
|-----------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | 市民協働課長       | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
|           | 教育支援担当課長     | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                     |
|           | 窓口サービス課長     | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
|           | 保険年金担当課長     |                                                                                                                                                                                       |
|           | 保健福祉課長       |                                                                                                                                                                                       |
|           | 保健・子育て支援担当課長 |                                                                                                                                                                                       |
|           | 生活支援担当課長     |                                                                                                                                                                                       |
| 東淀川区役所    | 総務課長         | (1) 所管歳入金に係る同規則第 26 条の規定による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務<br>(3) 区役所において取り扱う同規則第 49 条、第 53 条及び第 61 条の規定による精算報告書の確認事務                                              |
|           | 総合企画担当課長     | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                     |
|           | 地域課長         | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
|           | 企画調整担当課長     | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                     |
|           | 安全安心企画担当課長   | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
|           | 窓口サービス課長     |                                                                                                                                                                                       |
|           | 保険年金担当課長     |                                                                                                                                                                                       |
|           | 保健福祉課長       |                                                                                                                                                                                       |
| 子育て企画担当課長 |              |                                                                                                                                                                                       |
| 生活支援担当課長  |              |                                                                                                                                                                                       |

|                       |                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | 出張所長                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 東<br>成<br>区<br>役<br>所 | 総務課長                                                                                                                                                                                  | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務<br>(3) 区役所において取り扱う同規則第 49 条、第 53 条及び第 61 条の規定による精算報告書の確認事務 |
|                       | 総合企画担当課長                                                                                                                                                                              | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                                                                                |
|                       | 市民協働課長                                                                                                                                                                                | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                            |
|                       | まちづくり担当課長                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                       | 窓口サービス課長                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                       | 保健福祉課長                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                       | 児童・保健担当課長                                                                                                                                                                             | (1) 所管歳入金に係る同規則第 26 条の規定による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                    |
| 生活支援担当課長              | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 生<br>野<br>区<br>役<br>所 | 企画総務課長                                                                                                                                                                                | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務<br>(3) 区役所において取り扱う同規則第 49 条、第 53 条及び第 61 条の規定による精算報告書の確認事務 |
|                       | 区政推進担当課長                                                                                                                                                                              | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                                                                                |

|                  |             |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 旭<br>区<br>役<br>所 | 地域まちづくり課長   | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                            |
|                  | 政策推進担当課長    | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                                                                                |
|                  | 安心まちづくり担当課長 |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                  | 地域活性化担当課長   |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                  | こども未来担当課長   |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                  | 窓口サービス課長    | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                            |
|                  | 保険年金担当課長    |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                  | 保健福祉課長      |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                  | 地域福祉推進担当課長  |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                  | 生活支援担当課長    |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                  | 企画総務課長      | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務<br>(3) 区役所において取り扱う同規則第 49 条、第 53 条及び第 61 条の規定による精算報告書の確認事務 |
|                  | 企画調整担当課長    | (1) 所管歳入金に係る同規則第 26 条の規定による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                    |
|                  | まち魅力担当課長    | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                                                                                |
|                  | 市民協働課長      | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                            |
|                  | 防災安全担当課長    |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 窓口サービス課長         |             |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 保健福祉課長           |             |                                                                                                                                                                                                                                                  |

|                       |              |                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | 保健・子育て支援担当課長 | (1) 所管歳入金に係る同規則第 26 条の規定による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                         |
|                       | 生活支援担当課長     | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
| 城<br>東<br>区<br>役<br>所 | 総務課長         | (1) 所管歳入金に係る同規則第 26 条の規定による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務<br>(3) 区役所において取り扱う同規則第 49 条、第 53 条及び第 61 条の規定による精算報告書の確認事務                                              |
|                       | 市民協働課長       | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
|                       | 市民活動支援担当課長   | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                     |
|                       | 窓口サービス課長     | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
|                       | 保険年金担当課長     |                                                                                                                                                                                       |
|                       | 保健福祉課長       |                                                                                                                                                                                       |
|                       | 子育て教育担当課長    |                                                                                                                                                                                       |
|                       | 生活支援担当課長     |                                                                                                                                                                                       |
| 鶴<br>見<br>区<br>役<br>所 | 総務課長         | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |

|        |              |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |              | (3) 区役所において取り扱う同規則第 49 条、第 53 条及び第 61 条の規定による精算報告書の確認事務                                                                                                                                                                                          |
|        | 政策推進担当課長     | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                            |
|        | 教育担当課長       | (1) 所管歳入金に係る同規則第 26 条の規定による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                    |
|        | 市民協働課長       | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                            |
|        | 窓口サービス課長     | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                            |
|        | 住民情報担当課長     |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|        | 保健福祉課長       |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|        | 生活支援担当課長     |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|        | 子育て支援・保健担当課長 |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 阿倍野区役所 | 総務課長         | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務<br>(3) 区役所において取り扱う同規則第 49 条、第 53 条及び第 61 条の規定による精算報告書の確認事務 |
|        | 区政企画担当課長     | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規                                                                                                                                          |

|        |           |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |           | <p>定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>                                                                                                                                                                       |
|        | 市民協働課長    | <p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>                                                                |
|        | 教育支援担当課長  |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|        | 窓口サービス課長  |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|        | 保険年金担当課長  |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|        | 保健福祉課長    |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|        | 保健子育て担当課長 |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|        | 生活支援担当課長  |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 住之江区役所 | 総務課長      | <p>(1) 所管歳入金に係る同規則第 26 条の規定による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>                                                                                                                                                                        |
|        | 企画担当課長    | <p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p> <p>(3) 区役所において取り扱う同規則第 49 条、第 53 条及び第 61 条の規定による精算報告書の確認事務</p> |
|        | 協働まちづくり課長 | <p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>                                                                |
|        | 窓口サービス課長  |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|        | 保健福祉課長    |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 生活支援課長 |           |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 住吉区役所  | 総務課長      | <p>(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務</p> <p>(2) 所管物品に係る出納保管事務</p>                                                                |

|        |            |                                                                                                                                                                                       |
|--------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |            | (3) 区役所において取り扱う同規則第 49 条、第 53 条及び第 61 条の規定による精算報告書の確認事務                                                                                                                               |
|        | 政策推進課長     | (1) 所管歳入金に係る同規則第 26 条の規定による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                         |
|        | 教育文化課長     |                                                                                                                                                                                       |
|        | 地域課長       | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
|        | 住民情報課長     |                                                                                                                                                                                       |
|        | 保険年金課長     |                                                                                                                                                                                       |
|        | 保健福祉課長     |                                                                                                                                                                                       |
|        | 保健・子育て担当課長 |                                                                                                                                                                                       |
|        | 生活支援課長     |                                                                                                                                                                                       |
|        |            |                                                                                                                                                                                       |
| 東住吉区役所 | 総務課長       | (1) 所管歳入金に係る同規則第 26 条の規定による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務<br>(3) 区役所において取り扱う同規則第 49 条、第 53 条及び第 61 条の規定による精算報告書の確認事務                                              |
|        | 事業調整担当課長   | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                     |
|        | 政策推進課長     | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
|        | 区民企画課長     |                                                                                                                                                                                       |
|        | 次世代育成担当課長  |                                                                                                                                                                                       |
|        | 窓口サービス課長   |                                                                                                                                                                                       |
|        | 保健福祉課長     |                                                                                                                                                                                       |
|        | 子育て支援担当課長  |                                                                                                                                                                                       |
|        | 保護課長       |                                                                                                                                                                                       |
|        | 生活支援担当課長   |                                                                                                                                                                                       |
| 矢田出張所長 |            |                                                                                                                                                                                       |
|        |            |                                                                                                                                                                                       |
| 平野区役所  | 総務課長       | (1) 所管歳入金に係る同規則第 26 条の規定による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務<br>(3) 区役所において取り扱う同規則第 49 条、第 53 条及び第 61 条の規定による精算報告書の確認事務                                              |

|  |             |                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 政策推進課長      | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|  | こども教育担当課長   |                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|  | 安全安心まちづくり課長 | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|  | 企画調整担当課長    | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|  | まちづくり推進担当課長 | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|  | 住民情報課長      |                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|  | 保険年金課長      |                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|  | 保健福祉課長      |                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|  | 子育て支援担当課長   | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|  | 地域保健担当課長    | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|  | 生活支援課長      |                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|  | 西成区役所       | 総務課長                                                                                                                                                                                  | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務<br>(3) 区役所において取り扱う同規則第 49 条、第 53 条及び第 61 条の規定による精算報告書の確認事務 |
|  |             | 総合企画担当課長                                                                                                                                                                              | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                                                                                |

|           |                                                                                                                                                                                       |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民協働課長    | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
| 地域支援担当課長  | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                     |
| 窓口サービス課長  | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
| 保険年金担当課長  |                                                                                                                                                                                       |
| 保健福祉課長    |                                                                                                                                                                                       |
| 事業調整担当課長  | (1) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                                                                                     |
| 生活援助担当課長  |                                                                                                                                                                                       |
| 福祉援助担当課長  |                                                                                                                                                                                       |
| 福祉担当課長    | (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第 26 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定（同規則第 75 条第 1 号及び第 2 号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務 |
| 子育て支援担当課長 |                                                                                                                                                                                       |
| 保健担当課長    | (1) 所管歳入金に係る同規則第 26 条の規定による現金収納事務及び同規則第 27 条の規定による現金保管事務<br>(2) 所管物品に係る出納保管事務                                                                                                         |

(会計室会計企画担当)

大阪市告示第478号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、平成31年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項及び大阪市公告式条例（昭和25年大阪市条例第50号）第5条の規定により告示する。

平成31年 3 月 29 日

大阪市長職務代理者

大阪府副市長 田 中 清 剛

(財政局税務部課税課)  
(平31. 3. 29揭示済)

大阪市告示第479号

本日、次の者を教育委員会教育長に任命した。

平成31年4月1日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 田 中 清 剛

山 本 晋 次

(人事室人事課)

(平31. 4. 1 揭示済)

大阪市告示第480号

平成30年大阪市告示第1198号の18（大阪市立鶴見緑地プールの臨時休館の承認）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 田 中 清 剛

表中「平成30年9月5日（火）から当分の間」を「平成30年9月5日（火）から平成31年4月1日（月）まで」に改める。

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

(平31. 4. 1 揭示済)

大阪市告示第481号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、有償刊行物「大阪の経済」の販売に係る代金の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 田 中 清 剛

1 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 委託先

大阪市経済リサーチコンソーシアム共同体

代表構成員 株式会社ダン計画研究所  
代表取締役 青木 展子  
(経済戦略局産業振興部産業振興課)  
(平31. 4. 1 揭示済)

大阪市告示第482号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、大阪市経済戦略局産業振興部企業支援課における大阪産業創造館の使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成31年4月1日

大阪市長職務代理者  
大阪副市長 田中 清剛

委託先及び委託期間

- 1 委託先 公益財団法人 大阪産業局  
理事長 立野 純三
- 2 委託期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで  
(経済戦略局産業振興部企業支援課)  
(平31. 4. 1 揭示済)

大阪市告示第483号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき次のとおり手数料の徴収及び収納事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成31年4月1日

大阪市長職務代理者  
大阪副市長 田中 清剛

- 1 徴収及び収納事務委託をした手数料  
特定計量器定期検査手数料及び特定計量器定期検査証明書発行手数料
- 2 委託期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日
- 3 委託先  
特定非営利活動法人 大阪市計量協会  
会長代行 村松 貞彦  
(経済戦略局計量検査所)  
(平31. 4. 1 揭示済)

大阪市告示484号

大阪市中央卸売市場使用料等の収納に関する事務を次のとおり委託した。

平成31年 4 月 1 日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田 中 清 剛

- 1 委託期間 平成31年 4 月 1 日から  
平成32年 3 月 31 日まで

2 施設名、受託者及び委託事務内容

| 施設名              | 受託者                            | 委託事務内容                                          |
|------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------|
| 大阪市中央卸売市場<br>本 場 | 大阪本場青果卸売協同組合<br>理事長 牛山 隆之      | 本場の市場使用料及び当該施設の使用に係る電気、水道、工業用水道、下水道維持料の収納に関する事務 |
| 大阪市中央卸売市場<br>本 場 | 大阪市水産物卸協同組合<br>理事長 木本 慧        | 本場の市場使用料及び当該施設の使用に係る電気、水道、工業用水道、下水道維持料の収納に関する事務 |
| 大阪市中央卸売市場<br>本 場 | 大阪淡水魚貝卸組合<br>理事長 三原 裕朗         | 本場の市場使用料及び当該施設の使用に係る電気、水道、工業用水道、下水道維持料の収納に関する事務 |
| 大阪市中央卸売市場<br>本 場 | 大阪市中央卸売市場漬物卸売協同組合<br>理事長 木内 一貴 | 本場の市場使用料及び当該施設の使用に係る電気、水道、工業用水道、下水道維持料の収納に関する事務 |
| 大阪市中央卸売市場<br>本 場 | 大阪市中央卸売市場乾物卸組合<br>組合長 村瀬 忠久    | 本場の市場使用料及び当該施設の使用に係る電気、水道、工業用水道、下水道維持料の収納に関する事務 |

|                   |                                |                                                   |
|-------------------|--------------------------------|---------------------------------------------------|
| 大阪市中央卸売市場<br>本場   | 大阪市中央卸売市場総合直売協同組合<br>理事長 三木 昭夫 | 本場の市場使用料及び当該施設の使用に係る電気、水道、工業用水道、下水道維持料の収納に関する事務   |
| 大阪市中央卸売市場<br>東部市場 | 大阪市東部水産物卸協同組合<br>理事長 田中洋二      | 東部市場の市場使用料及び当該施設の使用に係る電気、水道、工業用水道、下水道維持料の収納に関する事務 |
| 大阪市中央卸売市場<br>東部市場 | 大阪東部市場青果卸売協同組合<br>理事長 金子了功     | 東部市場の市場使用料及び当該施設の使用に係る電気、水道、工業用水道、下水道維持料の収納に関する事務 |
| 大阪市中央卸売市場<br>東部市場 | 大阪市東部市場漬物卸売協同組合<br>代表理事 上村博久   | 東部市場の市場使用料及び当該施設の使用に係る電気、水道、工業用水道、下水道維持料の収納に関する事務 |

(中央卸売市場総務担当)

(平31. 4. 1 揭示済)

**大阪市告示第485号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、歳入の徴収又は収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成31年4月1日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田 中 清 剛

| 施設名 | 受託者 | 委託事務内容 | 委託期間 |
|-----|-----|--------|------|
|-----|-----|--------|------|

|                                                          |                                                              |                                       |                                      |
|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 大阪市設<br>泉南メモリアルパーク                                       | 都市霊園管理グループ<br>(代表者)<br>株式会社 さやま交通<br>代表取締役 中山 空悟             | 使用料又は<br>手数料の徴<br>収又は収納<br>に関する事<br>務 | 平成31年 4 月<br>1 日から平成<br>32年 3 月 31 日 |
| 大阪市設瓜破霊園<br>大阪市設服部霊園<br>大阪市設北霊園<br>大阪市設南霊園<br>大阪市立服部納骨堂  | 一般財団法人<br>環境事業協会<br>理事長 高木 亨                                 |                                       |                                      |
| 大阪市設住吉霊園<br>大阪市設千躰霊園<br>大阪市設平野霊園<br>大阪市設松原霊園<br>大阪市設加美霊園 | 斎園管理グループ<br>(代表者)<br>株式会社 オフィス S K G<br>代表取締役 小林 敬一郎         |                                       |                                      |
| 大阪市立北斎場<br>大阪市立鶴見斎場                                      | 北・鶴見斎苑管理グループ<br>(代表者)<br>イージス・グループ有限<br>責任事業組合<br>職務執行者 斎藤孝宏 | 使用料又は<br>手数料の収<br>納に関する<br>事務         |                                      |
| 大阪市立小林斎場<br>大阪市立佃斎場                                      | おおさか斎苑管理グループ<br>(代表者)<br>イージス・グループ有<br>限責任事業組合<br>職務執行者 斎藤孝宏 |                                       |                                      |

| 委 託 事 務           | 受 託 者                        | 委 託 事 務<br>内 容                 | 委 託 期 間                              |
|-------------------|------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| 粗大ごみ処理手<br>数料収納事務 | 日本郵便株式会社<br>代表取締役社長 横山<br>邦男 | 粗大ごみ処<br>理手数料の<br>収納に関す<br>る事務 | 平成31年 4 月<br>1 日から平成<br>32年 3 月 31 日 |

(環境局総務部総務課)

(平31. 4. 1 揭示済)

大阪市告示第486号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、歳

入の徴収事務及び収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成31年4月12日

大阪市長職務代理者

大阪府副市長 田 中 清 剛

| 委託事務                         | 受託者                                                | 委託期間                        |
|------------------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------|
| 放置自転車等撤去<br>保管料の徴収及び<br>収納事務 | 公益社団法人<br>大阪市シルバー人材センター<br>理事長 中山 芳樹               | 平成31年4月1日から<br>平成32年3月31日まで |
| 放置自転車等撤去<br>保管料の徴収及び<br>収納事務 | サイカパーキング連合体<br>代表法人 サイカパーキング<br>株式会社<br>代表取締役 森井 清 | 平成31年4月1日から<br>平成32年3月31日まで |

(建設局企画部方面調整課自転車対策担当)

(平31. 4. 1 揭示済)

#### 大阪市告示第487号

平成22年大阪市告示第393号（本市と協定を締結した者が経営する駐車場の名称及び位置）を次のように改め、平成31年4月1日より実施する。

平成31年4月1日

大阪市長職務代理者

大阪府副市長 田 中 清 剛

| 経営者           | 名称            | 位置                 |
|---------------|---------------|--------------------|
| 株式会社大阪市開発公社   | 船場パーキング       | 大阪府中央区北久<br>宝寺町3丁目 |
| T F I 株式会社    | 桜橋駐車場         | 大阪府北区梅田1<br>丁目     |
| 株式会社湊町開発センター  | O C A T 地下駐車場 | 大阪府浪速区湊町<br>1丁目    |
| タイムズ24株式会社    | 大阪府咲洲庁舎駐車場    | 大阪府住之江区南<br>港北1丁目  |
| 株式会社イチネンパーキング | 中央区役所駐車場      | 大阪府中央区久太<br>郎町1丁目  |

|             |               |              |
|-------------|---------------|--------------|
| リアル・ユウ株式会社  | 生野区役所駐車場      | 大阪市生野区勝山南3丁目 |
| 野里電気工業株式会社  | 出入橋駐車場        | 大阪市北区堂島2丁目   |
| 大阪市街地開発株式会社 | 大阪駅前第1ビル地下駐車場 | 大阪市北区梅田1丁目   |
|             | 大阪駅前第2ビル地下駐車場 | 大阪市北区梅田1丁目   |
|             | 大阪駅前第3ビル地下駐車場 | 大阪市北区梅田1丁目   |
|             | 大阪駅前第4ビル地下駐車場 | 大阪市北区梅田1丁目   |

(建設局道路部調整課)

(平31.4.1 揭示済)

大阪市告示第488号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成31年4月1日

大阪市長職務代理人

大阪市副市長 田中清剛

| 施設名称       | 受託者                                                          | 委託期間                               |
|------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 十三駐車場      | 一般財団法人京都市都市整備<br>公社<br>理事長 河嶋 敏郎                             | 平成31年 4 月 1 日から<br>平成32年 3 月 31日まで |
| 新大阪駅南駐車場   |                                                              |                                    |
| 新大阪駅南第2駐車場 |                                                              |                                    |
| 宮原地下駐車場    |                                                              |                                    |
| 扇町通地下駐車場   | 野里電気工業・近畿建設協会<br>共同企業体<br>(代表者)<br>野里電気工業株式会社<br>代表取締役 告野 満彦 |                                    |
| 大阪駅前地下駐車場  |                                                              |                                    |
| 豊崎地下駐車場    |                                                              |                                    |
| 靱地下駐車場     |                                                              |                                    |
| 法円坂駐車場     |                                                              |                                    |
| 安土町地下駐車場   |                                                              |                                    |
| 谷町筋地下駐車場   |                                                              |                                    |
| 上汐地下駐車場    | タイムズグループ<br>(代表者)<br>タイムズ24株式会社<br>代表取締役 西川 光一               |                                    |
| 西横堀駐車場     |                                                              |                                    |
| 土佐堀地下駐車場   |                                                              |                                    |
| 本町地下駐車場    |                                                              |                                    |
| 長堀通地下駐車場   |                                                              |                                    |
| 東長堀地下駐車場   |                                                              |                                    |
| 塩草地下駐車場    | タイムズ24株式会社<br>取締役 専務執行役員<br>法人営業本部長 中木 文行                    |                                    |
| 長居公園地下駐車場  |                                                              |                                    |
| 中央区役所駐車場   | 株式会社イチネンパーキング<br>代表取締役 黒田 和伸                                 |                                    |
| 生野区役所駐車場   | リアル・ユウ株式会社<br>代表取締役 植山 雄樹                                    |                                    |
| OCAT地下駐車場  | 株式会社湊町開発センター<br>代表取締役社長 間渕 豊                                 |                                    |
| 桜橋駐車場      | T F I 株式会社<br>代表取締役社長 中木 文行                                  |                                    |

(建設局道路部調整課)

(平31. 4. 1 揭示済)